



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月31日火曜日 第1808号

◇ 目 次 ◇ 告 示

平成17年国勢調査による愛媛県議会議員の選挙区ごとの人口..... 926
 愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱..... 926
 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 932
 特別保護地区の指定..... 933
 休猟区の指定..... 933
 銃猟禁止区域の指定..... 937
 銃猟禁止区域の区域変更..... 937
 大規模小売店舗の変更の届出の取下げ..... 937
 解除予定保安林..... 937
 保安林の指定の解除..... 937
 解除予定保安林..... 938
 建設業者の許可の取消し..... 938
 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... 938
 道路の区域変更(県道石鎚伊予小松停車場線)..... 946
 道路の供用開始(")..... 946
 都市計画事業の認可..... 946

公 告

医用画像ファイリングシステムの購入..... 946
 採石業務管理者試験の合格者の発表..... 947
 平成19年度及び平成20年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 947

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... 952

警察本部告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報..... 952

告 示

○愛媛県告示第1581号

市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成17年政令第55号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和40年政令第52号)第13条第1項の規定による平成17年10月1日現在の合併市町の愛媛県議会議員の選挙区に属する区域ごとの国勢調査による人口は、次のとおりである。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

合併市町名	区 域	人口(人)
宇和島市	北宇和郡選挙区に属する区域	31,458
	宇和島市選挙区に属する区域	57,986
	喜多郡選挙区に属する区域	12,328

大洲市	大洲市選挙区に属する区域	38,458
内子町	上浮穴郡選挙区に属する区域	3,371
	喜多郡選挙区に属する区域	16,249

○愛媛県告示第1582号

愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱を次のように定める。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱

(評価制度の実施)

第1条 知事は、この要綱に定めるところにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条の2第3項(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。次条第1項、第3条第3項及び第7条並びに附則第2項において同じ。)又は第10条の4第3項(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。次条第2項、第3条第3項及び第7条並びに附則第2項において同じ。)の規定に基づき、これらの項の各号に規定する基準(以下「評価基準」という。)に適合する産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可(以下「処理業の許可」という。)を受けた者をいう。以下同じ。)に対して処理業の許可の更新申請等の申請書類の一部について添付を要しないものとする等の仕組み(以下「評価制度」という。)を実施する。

(更新申請等に係る添付書類の省略)

第2条 法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可(知事又は県の保健所長の許可に限る。)を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)は、省令第9条の2第3項各号のいずれにも該当することの確認を受けたときは、同条第2項(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に際し、申請者が法人である場合にあっては同表の中欄に定める書類を、申請者が個人である場合にあっては同表の右欄に定める書類を添付しないことができる。

申請の種類	申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
法第14条第1項の許可の更新申請又は法第14条	省令第9条の2第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書	省令第9条の2第2項第1号及び第4号に掲げる書類

の4第1項の許可の更新申請	類並びに定款又は寄附行為	
法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の5第1項の許可の申請	省令第9条の2第2項第4号、第6号及び第8号に掲げる書類	省令第9条の2第2項第4号に掲げる書類

2 法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（以下「処分業者」という。）は、省令第10条の4第3項各号のいずれにも該当することの確認を受けたときは、同条第2項（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に際し、申請者が法人である場合にあっては同表の中欄に定める書類を、申請者が個人である場合にあっては同表の右欄に定める書類を添付しないことができる。

申請の種類	申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
法第14条第6項の許可の更新申請又は法第14条の4第6項の許可の更新申請	省令第10条の4第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書類並びに同項第8号に掲げる書類のうち省令第9条の2第2項第6号に掲げる書類及び定款又は寄附行為	省令第10条の4第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書類
法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の5第1項の許可の申請	省令第10条の4第2項第6号に掲げる書類及び同項第8号に掲げる書類のうち省令第9条の2第2項第6号及び第8号に掲げる書類	省令第10条の4第2項第6号に掲げる書類

（評価基準適合性の確認の申請）

第3条 収集運搬業者又は処分業者は、評価基準に適合することの確認を受けようとするときは、前条第1項の表の左欄に掲げる申請又は同条第2項の表の左欄に掲げる申請の都度、これに先立って、当該収集運搬業者又は処分業者が受けている処理業の許可に係る処分庁に申請しなければならない。

2 前項の規定による評価基準適合性の確認申請（評価基準に適合することの確認の申請をいう。以下同じ。）は、産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書（様式第1号）正本1部及びその写し1部を提出して行わなければならない。この場合において、知事に提出する書類は、保健所長を経由するものとする。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が省令第9条の2第3項第1号又は第10条の4第3項第1号に該当する旨の申立書（様式第2号）
 - (2) 申請者が省令第9条の2第3項第2号又は第10条の4第3項第2号に該当することを証する書類

- (3) 申請者に係る省令第9条の2第3項第3号又は第10条の4第3項第3号に規定する環境大臣が定める認証制度に係る認定証の写し

（許可証への適合の記載及び不適合の通知）

第4条 知事又は県の保健所長は、前条第1項の規定による評価基準適合性の確認申請を受けた場合においては、その内容を審査し、当該申請に係る収集運搬業者又は処分業者が評価基準に適合すると認めるときは当該収集運搬業者又は処分業者の産業廃棄物収集運搬業許可証若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証（以下「許可証」という。）の評価基準への適合性に係る欄に確認申請年月日及び適合確認年月日を記載し、評価基準に適合しないと認めるときは、その旨及び理由を当該収集運搬業者又は処分業者に通知するものとする。

2 前項の規定により評価基準に適合しない旨の通知を受けた者は、第2条各項の規定に基づき既に申請書類の一部を添付しないで申請書を提出しているときは、添付していない書類を提出しなければならない。

（現に評価基準適合確認を受けていない業者の取扱い）

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、現に知事又は県の保健所長から評価基準に適合することの確認を受けていない収集運搬業者又は処分業者は、随時、当該収集運搬業者又は処分業者が受けている処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による評価基準適合性の確認申請について準用する。

3 前項において準用する第3条第2項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が省令第9条の2第3項第1号（省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第10条の4第3項第1号（省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に該当する旨の申立書
- (2) 申請者が省令第9条の2第3項第2号（省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第10条の4第3項第2号（省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に該当することを証する書類
- (3) 申請者に係る省令第9条の2第3項第3号（省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第10条の4第3項第3号（省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する環境大臣が定める認証制度に係る認定証の写し

4 前条第1項の規定は、第1項の規定による評価基準適合性の確認申請を受けた場合について準用する。

（他で評価基準適合確認を受けている業者の取扱い）

第6条 知事及び県の保健所長以外の者から、処理業の許可を受け、かつ、評価基準に適合することの確認を受けている産業廃棄物処理業者が、新たに知事又は県の保健所長に対し処理業の許可の申請をしようとするときは、これと同時に、当該処理業の許可に係る処分庁に対し評価基準適合性の確認申請をすることができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による評価基準適合性の確認申請について準用する。

3 前項において準用する第3条第2項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第3項各号に掲げる書類

(2) 知事及び県の保健所長以外の者が交付した許可証

4 第4条第1項の規定は、第1項の規定による評価基準適合性の確認申請を受けた場合について準用する。この場合において、同条第1項中「収集運搬業者又は処分業者」とあるのは、「産業廃棄物処理業者」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、知事又は県の保健所長は、第1項の規定による評価基準適合性の確認申請と同時にされた処理業の許可の申請に対し不許可処分をするときは、評価基準に適合することの確認は行わないものとする。

(公表)

第7条 知事は、知事又は県の保健所長が産業廃棄物処理業者について評価基準に適合することを確認したときは、当該産業廃棄物処理業者の名称、確認年月日、産業廃棄物処理業の許可番号、省令第9条の2第3項第2号の表の上欄又は省令第10条の4第3項第2号の表の上欄に掲げる事項に係る情報(以下「公開情報」という。)を閲覧することができるホームページアドレス等の情報を広く一般に公表するものとする。

(評価基準を満たさなくなった場合の措置)

第8条 知事又は県の保健所長は、評価基準に適合することを確認した産業廃棄物処理業者が省令第2条第7号チに規定する不利益処分を受けた場合、公開情報を公開するホームページの当該公開情報を評価基準に従って更新しない場合その他評価基準に適合しないこととなった場合又は産業廃棄物処理業者から評価基準に従った情報公開を取りやめる旨の申出があった場合は、当該産業廃棄物処理業者に対し許可証の提出を求め、当該許可証の評価基準への適合性に係る欄の評価基準に適合する旨の記載を抹消するものとする。この場合においては、前条の規定による当該産業廃棄物処理業者に係る情報の公開についても、取りやめるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に行われる第5条第1項の規定による評価基準適合性の確認申請に対する評価基準は、第1条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 収集運搬業者にあつては省令第9条の2第3項第1号及び第3号に、処分業者にあつては省令第10条の4第3項第1号及び第3号に該当すること。

(2) 収集運搬業者にあつては省令第9条の2第3項第2号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、処分業にあつては省令第10条の4第3項第2号の上欄に掲げる事項に係る情報について、平成18年4月1日から第5条第1項の規定による申請がされた日までの間、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれこれらの表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

3 前項に規定する評価基準適合性の確認申請に係る第5条第3項の規定の適用については、同項第2号中「省令第9条の2第3項第2号(省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)」又は第10条の4第3項第2号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「附則第2項第2号」と読み替え

るものとする。

様式第1号(第3条関係) 産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書

様式第1号(その1)

産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書(収集運搬業用)			
年 月 日			
愛媛県知事 様			
申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号			
業の区分	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく許可申請の区分	更新許可	変更許可	新規許可 なし(随時)
既に有している収集運搬業の許可(新規許可と同時に申請する場合にあっては、他の都道府県知事及び市長の許可)の許可番号及び許可年月日	都道府県・市名	許可番号	許可年月日
公開情報を閲覧できるホームページアドレス			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 4 次に掲げる書類等を添付すること。なお、添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4縦長とすること。
- (1) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条の2第3項第1号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)に該当する旨の申立書(様式第2号)
 - (2) 申請者が省令第9条の2第3項第2号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)に該当することを証する書類
 - (3) 申請者に係る省令第9条の2第3項第3号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)に規定する環境大臣が定める認証制度に係る認定証の写し
 - (4) 新規許可と同時に申請する場合にあっては、知事及び県の保健所長以外のものが交付した許可証

様式第1号(その2)

産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認申請書(処分業用)

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩
電話番号

業の区分	産業廃棄物処分業		特別管理産業廃棄物処分業	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく許可申請の区分	更新許可	変更許可	新規許可
既に有している処分業の許可(新規許可と同時に申請する場合にあっては、他の都道府県知事及び市長の許可)の許可番号及び許可年月日	都道府県・市名	許可番号	許可年月日	
公開情報を閲覧できるホームページアドレス				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

4 次に掲げる書類等を添付すること。なお、添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4縦長とすること。

- (1) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の4第3項第1号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。)に該当する旨の申立書(様式第2号)
- (2) 申請者が省令第10条の4第3項第2号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。)に該当することを証する書類
- (3) 申請者に係る省令第10条の4第3項第3号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。)に規定する環境大臣が定める認証制度に係る認定証の写し
- (4) 新規許可と同時に申請する場合にあっては、知事及び県の保健所長以外のものが交付した許可証

様式第2号(第3条、第5条、様式第1号関係) 申立書

申 立 書

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準(以下「評価基準」という。)の適合性の確認を申請するに当たり、申請者及びその役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)浄化槽法(昭和58年法律第43号)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6に規定する法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当していないことを申し立てます。

なお、確認後において、評価基準を満たさなくなった場合は、当該確認を取り消されても異議を申し立てません。

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

注1 「役員」とは、申請者が法人の場合にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)をいう。

3 「不利益処分」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。

4 「不利益処分のあった日から5年を経過しない者」には、不利益処分を受けた者が法人の場合にあっては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の1に規定する役員であった者で、不利益処分のあった日から5年を経過しない者を含む。

○愛媛県告示第1583号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
岩屋寺 鳥獣保 護区	上浮穴郡久万高原町七鳥の県道西条久万線と町道竹谷横谷線との交点を起点とし、ここから同町道及びこれに続く林道かごばら線をほぼ西ないし北西に進み、同林道の終点に至る。ここから谷沿いの山道をほぼ北西に進み、同町横谷と嵯峨山を結ぶ山道に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、町道引立線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道に出る。ここから同県道を東に進み、西ノ川橋北端に至り、ここから谷に沿って北東に進み、尾根に達し、同尾根を南東に進み、古岩屋に続く谷に至り、ここから同谷を南に進み、島田橋東端で同県道に出る。ここから同県道を南東に進み、町道サキ山線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南東ないし北西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、町道竹谷線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成18年 11月1日 から平成 28年10月 31日まで	当該地域は、四国カルスト県立自然公園の区域を含み、人工林が多くを占める当地方にあって、天然林が多く残されており、鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
奥之院 鳥獣保 護区	旧川之江市と旧新宮村との境界と三角寺と奥之院を結ぶ山道との交点を起点とし、ここから同山道をほぼ南に進み、市道上市仲線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道奥ノ院市仲線との	同 上	当該地域は、新宮ダム及びその周辺の針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有している地域であり、多様な鳥獣の生息地となっ

	交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、奥之院で国道319号に出る。ここから同国道をほぼ東ないし北東に進み、新宮ダムえん堤の延長線との交点に至り、ここから同延長線を南西に進み、同えん堤東端に至る。ここから同えん堤を渡り、市道新宮ダム線との交点に至り、ここから同市道を西に50メートル進み、ここから同ダム最高水位水際線の南側に50メートル離れて同水際線に沿ってほぼ南西に進み、神龍橋南端で同国道に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、旧川之江市と旧伊予三島市と旧新宮村との境界の交点に至り、ここから旧川之江市と旧新宮村との境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		ていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
横吹鳥 獣保護 区	宇和島市津島町の国有林2018林班と小班、2019林班へ小班、2020林班、2021林班へ、と及びちの各小班並びに2022林班ち、り、ぬ及びれの各小班的区域	同 上	当該地域は、横吹溪谷を有する篠山県立自然公園の区域を含み、当溪谷周辺は広葉樹を中心とした天然林が多く残されており、鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

○愛媛県告示第1584号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区	岩屋寺鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番地5及び同町直瀬乙1662番地6並びに同町七鳥1286番地、同町七鳥1442番地、同町七鳥1443番地、同町七鳥1444番地、同町七鳥1466番地、同町七鳥1467番地、同町七鳥1468番地及び同町七鳥1471番地の岩屋寺の所有地の区域一円	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで	岩屋寺鳥獣保護区のうち、高齢級の天然林が多く残されている岩屋寺周辺の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
奥之院鳥獣保護区特別保護地区	奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同鳥獣保護区界をほぼ南西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	奥之院鳥獣保護区のうち、特に良好な鳥獣の生息地となっている新宮ダム貯水池水面及び天然林が残る河畔林を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。

○愛媛県告示第1585号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
折宇休猟区	四国中央市富郷町の県道高知伊予三島線の城師大橋南端を起点とし、ここから市道葛川城師線をほぼ南東に進み、市道城師落合線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、同市道の終点に至る。ここから愛媛県と高知県との境界に至る作業道及びこれに続く山道をほぼ南に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、同市と新居浜市と同県との境界の交点に至り、ここから四国中央市と新居浜市との境界を北に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
上柏池之尾休猟区	四国中央市中曾根町の四国縦貫自動車道と市道公園通線との交点を起点とし、ここから同自動車道を東に進み、旧川之江市と旧伊予三島市との境界に至り、ここから同境界を南に進み、銅山川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、三島嶺南鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ北に進み、市道法皇線に出て、同市道を東に進み、通称虫仏山の山道（通称金砂越旧道）との交点に至る。ここから同山道をほぼ北に進み、林道虫仏線を横断し、更に同山道を北に進み、林道馬瀬線に出る。ここから林道柱尾線に通じる山道をほぼ北に進み、中曾根鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
蔭地休猟区	新居浜市と四国中央市との境界と銅山川右岸との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、三角点（1,400.5メートル）で愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、東光森山三角点（1,486.1メートル）で葛籠尾鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北東ないし北西に進み、積善谷に至り、ここから同谷をほぼ北に進み、同川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

郷山阿島 休猟区	<p>新居浜市阿島の県道壬生川新居浜野田線の荷内橋東端を起点とし、ここから阿島川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線を東に進み、同市と四国中央市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、阿島長野鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を西ないし南西に進み、国道11号に出る。ここから同国道を西に進み、国領大橋東端に至り、ここから国領川右岸を下流に進み、県道多喜浜泉川線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上		<p>野線をほぼ北に進み、同部落を経て、県道落合久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
高森休猟区	<p>西条市荒川の国道194号の東宮橋南端を起点とし、ここから谷川左岸を上流に進み、八ノ子谷川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、林道蔭地線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南ないし南東に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ西に進み、菖蒲峠に至り、ここから東之川部落に通じる山道をほぼ南西に進み、同部落を経て、更に同山道をほぼ北西に進み、前田峠を経て、更に同山道をほぼ北西に進み、イノウチ谷川に出て、同川右岸を下流に進み、加茂川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、黒瀬ダム鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ北ないし南東に進み、湯久保部落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西ないし北東に進み、林道浦山線に出て、同林道を南西ないし北東に進み、野地部落で大平部落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし東に進み、林道ナゴエ線に出る。ここから稜線をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上	龍岡上休 猟区	<p>今治市玉川町龍岡上の国道317号と市道木地奥山線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東に進み、民有林と国有林との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、同市と松山市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、北三方が森三角点(977.6メートル)に至り、ここから五葉谷資材運搬路の終点に至る谷をほぼ北に進み、同運搬路に出る。ここから同運搬路をほぼ北東に進み、松原谷資材運搬路との交点に至り、ここから同運搬路を同国道に向かって進み、同国道に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
保井野休 猟区	<p>西条市丹原町明河の採石所跡入口を起点とし、ここから稜線を北東に進み、同市小松町所藪に通じる山道に出る。ここから同山道を北東ないし東に進み、旧丹原町と旧小松町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南西に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、相名峠で保井野部落に通じる山道に出る。ここから同山道及びこれに続く市道保井</p>	同 上	大三島南 休猟区	<p>旧大三島町と旧上浦町との境界と県道大三島上浦線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を西に回り、幸崎を経て、更にその海岸線を北ないし北東に進み、宮浦本川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、尾之部橋北端で同県道との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
保井野休 猟区	<p>西条市丹原町明河の採石所跡入口を起点とし、ここから稜線を北東に進み、同市小松町所藪に通じる山道に出る。ここから同山道を北東ないし東に進み、旧丹原町と旧小松町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南西に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、相名峠で保井野部落に通じる山道に出る。ここから同山道及びこれに続く市道保井</p>	同 上	中島本島 北・睦月 島・野忽 那島休猟 区	<p>松山市の中島の区域のうち、市道大浦吉木線及び同市道の延長線で分断される北側の区域並びに睦月島及び野忽那島の全域</p>	同 上
保井野休 猟区	<p>西条市丹原町明河の採石所跡入口を起点とし、ここから稜線を北東に進み、同市小松町所藪に通じる山道に出る。ここから同山道を北東ないし東に進み、旧丹原町と旧小松町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南西に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、相名峠で保井野部落に通じる山道に出る。ここから同山道及びこれに続く市道保井</p>	同 上	三秋休猟 区	<p>伊予市大平の国道56号の大平橋南端を起点とし、ここから同国道を南東ないし南に進み、旧伊予市と旧中山町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、旧伊予市と旧中山町と旧双海町との境界の交点に至り、ここから旧伊予市と旧双海町との境界をほぼ北西に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北東に進み、森川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
保井野休 猟区	<p>西条市丹原町明河の採石所跡入口を起点とし、ここから稜線を北東に進み、同市小松町所藪に通じる山道に出る。ここから同山道を北東ないし東に進み、旧丹原町と旧小松町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南西に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、相名峠で保井野部落に通じる山道に出る。ここから同山道及びこれに続く市道保井</p>	同 上	満穂休猟 区	<p>旧広田村と旧砥部町と上浮穴郡久万高原町との境界の交点を起点とし、ここから同町と伊予郡砥部町との境界をほぼ南に進み、大堂ヶ峠で上組に通じる山道に出て、同山道を西に進み、上組を経て、更に同山道を西に進み、町</p>	同 上

	道仙波線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、国道379号に出て、同国道をほぼ北に進み、旧広田村と旧砥部町との境界に至る。ここから同境界を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域			進み、県道菅田五郎停車場線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
船山休猟区	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同国道を北西に進み、皿ヶ峰三坂峠鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東に進み、県道美川松山線に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、県道西条久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	山鳥坂休猟区	旧肱川町と旧河辺村との境界と県道小田河辺大洲線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北に進み、大洲市と喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、県道河辺小田線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
馬酔谷休猟区	上浮穴郡久万高原町落合の国道33号と国道380号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、県道久万中山線との交点に至る。ここから同県道を北ないし北西に進み、町道宮成森田線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道由良野線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東ないし北西に進み、町道ひわ田線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、笛ヶ滝鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南西ないし東に進み、国道33号に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	上田渡休猟区	喜多郡内子町大瀬と同町吉野川との境界と国道379号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北に進み、同町と伊予郡砥部町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、県道久万中山線に出て、同県道を東に進み、町道倉谷倉頭線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南東に進み、通称玄台越え山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、町道大平高山畑谷線に出て、同町道をほぼ南東に進み、国道380号に出る。ここから同国道を東ないし南西に進み、内子町日野川で通称植木越え山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、町道桜原植木線に出て、同町道をほぼ北西に進み、町道中田渡桜原線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、国道379号に出て、同国道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
市口休猟区	上浮穴郡久万高原町と東温市との境界と国道494号との交点を起点とし、ここから同境界を北ないし東に進み、同町と同市と西条市との境界の交点に至り、ここから同町と同市との境界を東に進み、相名峠で県道落合久万線に通じる歩道に出る。ここから同歩道をほぼ南西に進み、同県道に出て、同県道を南に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	保内日土休猟区	八幡浜市保内町川之石の市道和田町伊方町線の第1川之石橋西端を起点とし、ここから宮内川右岸を上流に進み、平家谷公園で市道ゴゼカ峠線に至る。ここから同市道を同町喜木津に向かって進み、県道鳥井喜木津線との交点に至り、ここから稜線を西に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界を東ないし南東に進み、浄心山三角点(781.6メートル)を経て、更に同境界を南東ないし北東に進み、郷の峠で県道長浜保内線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、川辻橋西端で出石川に出て、同川右岸を下流に進み、喜木川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、市道和田町伊方町線の第2川之石橋西	同上
神南山休猟区	大洲市新谷の国道56号と県道菅田五郎停車場線との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、県道鳥首五十崎線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、大川橋西端で国道197号に出て、同国道を西ないし北西に進み、市道除家土手線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に	同上			

	端に至り、ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域			線林道東津野城川線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北に進み、九十九曲峠に至る山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ東に進み、同峠で同町と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、同市と北宇和郡鬼北町と同県との境界の交点に至り、ここから同市と同町との境界をほぼ南西に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
田之浜休 獵区	西予市明浜町宮野浦の堂面川河口右岸を起点とし、ここから海岸線を南西ないし北西に進み、大崎鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、同町と同市三瓶町との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、三角点（379.6メートル）に至り、ここから同川に通じる谷を南東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上				
堂所山休 獵区	西予市宇和町西山田の県道宇和三瓶線と市道1級路線6号線との交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、市道石城地区189号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、県道宇和高山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、同町と同市明浜町との境界に至る。ここから同境界を南西ないし北西に進み、同市宇和町と同市明浜町と同市三瓶町との境界の交点に至る。ここから同市宇和町と同市三瓶町との境界をほぼ北に進み、県道宇和三瓶線に出て、同県道を北東に進み、市道石城地区198号線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし東に進み、県道狭間上松葉線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、県道宇和三瓶線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		御内休獵 区	宇和島市津島町御内の県道宿毛津島線と市道大道川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、同市と高知県との境界に至る。ここから同境界を北に進み、大黒山三角点（1,105.8メートル）を経て、更に同境界をほぼ北西に進み、旧宇和島市と旧津島町と同県との境界の交点に至り、ここから旧宇和島市と旧津島町との境界を北西に進み、鬼が城山（1,151メートル）に至る。ここから谷をほぼ南西に進み、市道御代ノ川線に出て、同市道をほぼ南西に進み、県道御代ノ川清重線に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、市道御内御代ノ川線との交点に至る。ここから同市道を南西ないしほぼ南東に進み、市道大道川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
大野ヶ原 休獵区	西予市野村町舟戸の県道野村柳谷線と市道雨包線との交点を起点とし、ここから同県道を北東ないしほぼ東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、同市と同町と高知県との境界の交点に至る。ここから同市と同県との境界をほぼ西に進み、同市野村町と同市城川町と同県との境界の交点に至り、ここから同市野村町と同市城川町との境界を南西に進み、林道雨包線に出て、同林道を北ないしほぼ西に進み、同市道に出て、同市道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		父野川休 獵区	北宇和郡鬼北町父野川中の県道節安下鍵山線と林道藤川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし北に進み、林道節安線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南西に進み、林道藤川線に出る。ここから同林道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
高野子休 獵区	西予市城川町高野子の国道197号と県道日向谷高野子線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、市道荒谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、緑資源幹	同 上		由良休獵 区	南宇和郡愛南町と宇和島市との境界と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道を南に進み、県道網代鳥越線との交点に至る。ここから谷を南に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ西に進み、観音崎を経て、更にその海岸線をほぼ西ないし南西に進み、由良岬で同境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

西柳休猟区	南宇和郡愛南町城辺の県道長月城辺線の城辺橋北端を起点とし、ここから同県道を西ないし北東に進み、旧城辺町と旧御荘町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、緑地区と僧都地区との境界に至り、ここから同境界を稜線に沿って東に進み、白石山三角点（648メートル）を経て、更に同境界をほぼ北東に進み、山出下地区で僧都川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
-------	--	----

○愛媛県告示第1586号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。
平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
北梅本町西岡銃猟禁止区域	松山市北梅本町の県道松山川内線と市道小野8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし北に進み、松山市農業指導センター前を経て、同市と東温市との境界に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、同境界を経て、更に同山道を北東に進み、市道西岡1号線に通じる農道に出て、同農道をほぼ南に進み、同市道に出る。ここから同市道を南に進み、市道西岡2号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、岡八幡宮前を経て、更に同市道を南に進み、同県道に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
田ノ浦銃猟禁止区域	伊予郡砥部町麻生の国道33号と町道麻生三角線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道川井・三角麻生線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道田の浦川井線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道重光田の浦線との交点に至る。ここから同町道を北ないし西に進み、町道八倉田の浦線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、同町と伊予市との境界に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ西に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、重信川左岸堤防との交点に至り、ここから同堤防を南東に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道を南に進み、起点に至る線	同上

に囲まれた区域

○愛媛県告示第1587号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域の区域を変更する。
平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
せと風の丘パーク銃猟禁止区域	西宇和郡伊方町志津891番地4にある瀬戸ディファレンシャルGPS局内送信空中線（高さ47メートル）を中心とした半径400メートルの円内の区域	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

○愛媛県告示第1588号

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（平成18年4月愛媛県告示第548号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。
平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規 模 小 売 店 舗		取 下 年 月 日
名 称	所 在 地	
アイソウ伊予本店	伊予市下吾川馬塚1214番地2外	平成18年10月16日

○愛媛県告示第1589号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡下字小川丁117の2（国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1590号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市真網代乙79の4（国有林）
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1591号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地1107の2、2番耕地1108の2、2番耕地1112の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1592号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-13)第4270号	平成13年10月28日	宮崎電工	宮崎数寿馬	四国中央市寒川町2339-2	平成18年9月6日	電気工事業	建設業の廃止
(般-14)第12846号	平成14年9月20日	平岡ボーリング(有)	平岡 宇	宇和島市下波1294	平成18年9月7日	さく井工事業	建設業の廃止
(般-17)第13063号	平成17年5月19日	エフ・ツー	藤井 俊秋	松山市余戸東4-1-3	平成18年9月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第15923号	平成18年4月13日	(株)宅建流通えひめ	越智 和利	松山市枝松1-9-33	平成18年9月7日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-13)第8113号	平成14年2月16日	豊島工務店	豊島 学	今治市高市甲504-8	平成18年9月11日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-14)第1598号	平成14年10月5日	越智組	越智 猛	西条市下島山甲585-2	平成18年9月13日	土木工事業	建設業の廃止
(般-13)第6428号	平成13年10月7日	河添工務店	河添 徹	北宇和郡鬼北町大字成藤434	平成18年9月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般-15)第14172号	平成15年7月7日	四国スリーポンド(株)	上村 恵司	松山市本町3-1-6	平成18年9月21日	土木工事業 左官工事業 とび・土工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第14835号	平成13年10月15日	(有)高市造園土木	高市 利徳	東温市北野田124	平成18年9月26日	土木工事業 とび・土工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第9237号	平成13年10月15日	玉井電気工業	玉井 孝和	今治市菊間町浜688	平成18年9月26日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1593号

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、平成19年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成18年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第1号を次のように改める。

14 法人役員、事業主、職員及び常用労働者数							
経營業務管理責任者	土木	建築					計
	人	人	人	人	人	人	人
役員	主任技術者						
	監理技術者						
	その他の技術者						
	事務職員						
			人	常用労働者	人		

15 愛媛県に建設工事に係る指名願いを提出し、又は提出を予定している系列会社の状況					
(1)親会社(有・無)(該当するものを で囲むこと。)			(2)子会社(有・無)(該当するものを で囲むこと。)		
商号又は名称	許可番号	住所	商号又は名称	許可番号	住所

(3)役員の兼任(有・無)(該当するものを で囲むこと。)				
申請者役職	氏名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

16 労働福祉の状況(該当するものを で囲むこと。)				17 監督処分及び指名停止措置の状況			
雇用保険	職員	労働者	実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処分等の理由	
	有・無	有・無					
健康保険	職員	労働者					
	有・無	有・無					
中小企業退職金共済加入状況	加入している ・ 加入していない						

建設業退職金共済加入状況		加入している ・ 加入していない	19 主要取引金融機関名(支店名まで記入すること。)			
				普通	当座	
				普通	当座	
				普通	当座	

18 労働災害発生状況				20 入札、見積、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑			
区分	災害発生件数			使用印		実印	
	死亡事故	休業4日以上の災害					
年	件	件					
年	件	件					
年	件	件					

21 工事種類別発注者別年間平均完成工事高(税抜き)							
対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (年平均)	工事種類	発注者	公共(官公署、公団、公社等)	民間			合計
		元請	元請	下請	小計		
	許可に係る建設工事	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		建築一式工事					
		その他					
合計							

22 表彰受賞歴			23 I S O取得状況 (I S O9000S又はI S O14000S)	
表彰の種類	受賞年月日	備考(業種)	I S Oの種類	取得年月日

24 障害者雇用状況				
申請日現在における常用雇用労働者数	A			人
申請日現在における身体障害者又は知的障害者である常用雇用労働者の数	B			人
障害者雇用率	C = B ÷ (A × 0.7 (小数点以下切捨て)) × 100			%
個別状況	身体障害者手帳等の番号		障害等級又は区分	
1				
2				
3				
4				
5				

25 地域貢献活動の状況 (災害時における地域貢献活動を除く。)				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

26 災害時における地域貢献活動の状況				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				

27 建設業労働災害防止協会 (建災防) への加入状況				
加入の有無	有 ・ 無	(該当するものを で囲むこと。)	加入年月	年 月

28 技術者の略歴

氏 名	年齢 (生年月日)	最終学校・学科名 (卒業年月日)	法令による免許等 (名称・取得年月日)	監・主 の 別	監理技術者資格者証番号 (監理技術者資格者証有効期限)	在職期間	年3月末現在 経験年月数	建設工事 の種類	CPDS 取得単位数	マスター該当 (担当業種)
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~ 年 月				

29 工事種類別発注者別完成工事高（税抜き）

(A) 直前第1年度（ 年 月から 年 月まで）決算より

工事種類	発注者	公共（官公署、公団、公社等）					民間			合計	左記のうち他の建設業者に下請発注した額
		元請					元請	下請	小計		
		国	愛媛県	市 町	その他	小計					
土木一式工事		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
建築一式工事											
許可に係る建設工事											
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

(B) 直前第2年度（ 年 月から 年 月まで）決算より

工事種類	発注者	公共（官公署、公団、公社等）					民間			合計	左記のうち他の建設業者に下請発注した額
		元請					元請	下請	小計		
		国	愛媛県	市 町	その他	小計					
土木一式工事		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
建築一式工事											
許可に係る建設工事											
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

(C) 直前第3年度（ 年 月から 年 月まで）決算より

工事種類	発注者	公共（官公署、公団、公社等）					民間			合計	左記のうち他の建設業者に下請発注した額
		元請					元請	下請	小計		
		国	愛媛県	市 町	その他	小計					
土木一式工事		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
建築一式工事											
許可に係る建設工事											
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

- 注1 印のある欄は、記入しないこと。
- 2 「14 法人役員、事業主、職員及び非常勤労働者数」の欄は、経営業務管理責任者としての経験又は監理技術者若しくは主任技術者の資格が複数あるものについては、それぞれ該当する建設工事の種類ごとに記入し、計の欄には実人数を記入すること。
- 3 「15 愛媛県に建設工事に係る指名願いを提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」の欄において、系列会社とは、親会社が子会社に係る議決権の40パーセント以上を保有しているものをいうこと。
- 4 「17 監督処分及び指名停止措置の状況」の欄は、建設工事に係る監督処分及び指名停止措置の状況（愛媛県以外の処分等を含む。）を記入すること。
- 5 「18 労働災害発生状況」の欄は、申請書の提出日の属する年の前3年間の状況を記入すること。
- 6 「22 表彰受賞歴」の欄は、次に掲げる表彰の受賞歴がある場合に記入すること。(1)及び(2)については、表彰対象となつた工事の業種も記入すること。
- (1) 愛媛県優良建設工事知事表彰
 - (2) 四国地方整備局優良工事請負者表彰
 - (3) 建設業退職金共済制度普及協力者理事長表彰
 - (4) 雇用改善優良事業所表彰（厚生労働大臣、知事又は愛媛県建設業協会会長表彰）
 - (5) 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣又は都道府県労働局長表彰
 - (6) 障害者雇用優良事業所等表彰（厚生労働大臣、知事又は愛媛県障害者雇用促進協議会会長表彰）
- 7 「24 障害者雇用状況」の欄において、「障害者雇用率」は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入すること。
- 8 「25 地域貢献活動の状況（災害時における地域貢献活動を除く。）」の欄は、国、県、市町、公益法人及び建設産業団体連合会が主催する地域貢献活動（災害時における地域貢献活動を除く。）へ参加した場合に、その活動状況について記入し、活動人数については、延べ人数を記入すること。
- 9 「26 災害時における地域貢献活動の状況」の欄は、市町に災害対策本部が設置された災害の発生時において、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合に、その活動状況について記入し、活動人数については、延べ人数を記入すること。
- 10 「29 工事種類別発注者別完成工事高」の欄は、経営規模等評価申請書の審査対象建設工事の完了日の属する年度の直前第1年度及び直前第2年度並びに3年平均の完成工事高（税抜き額とする。以下同じ。）を選択して経営規模等評価を申請している場合にあっては、直前第3年度の決算における完成工事高を記入すること。「他の建設業者に下請発注した額」の欄は、発注者（施主）から直接請け負った建設工事を他の建設業者に下請けに付した場合の契約額を記入すること（2次下請及び3次下請の下請契約額は、記入しないこと。）。
- 11 「30 主要保有営業用機械器具」の欄は、1年以上借用する機械器具がある場合にあっては借用期間が1年未満の機械器具とは別掲とし、共同購入した機械器具がある場合にあっては単独購入した機械とは別掲とし、当該機械器具の名称の前に「（共）」と記入すること。
- 12 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記入して添付すること。
- 13 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 表彰受賞歴がある場合にあっては、当該表彰に係る表彰状の写し
 - (2) ISOの認証を受けた場合にあっては、取得を証明する書類（登録証の写し等）
 - (3) 障害者雇用率が1.8パーセントを超える場合にあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に規定する身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況の報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されたもの）
 - (4) 地域貢献活動及び災害時における地域貢献活動を行った場合にあっては、その活動状況を証する書類
 - (5) 建設業労働災害防止協会に加入している場合にあっては、建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書
 - (6) 技術職員の在籍状況及び資格を証する書類
 - (7) CPDSの単位を取得している場合にあっては、（社）全国土木施工管理技士会会長が発行するCPDS学習履歴証明書
 - (8) 1年以上借用する機械器具がある場合にあっては、当該機械器具に係る貸借契約書の写し
 - (9) 共同購入した機械器具がある場合にあっては、共同所有者の住所、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名

○愛媛県告示第1594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市小松町石鎚字諏訪1676番2から 同字諏訪1683番1地先まで	旧	メートル 3.0～9.2	キロメートル 0.182	
			新	3.0～39.8	0.182	

○愛媛県告示第1595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市小松町石鎚字諏訪1676番2から 同字諏訪1683番1地先まで	平成18年10月31日

○愛媛県告示第1596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画緑地事業
1 石手川緑地
- 3 事業施行期間
平成18年10月31日から
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
愛媛県松山市石手二丁目外28ヶ町 地内
(石手三丁目・石手四丁目・新石手・東野一丁目・紅葉町・湯渡町・新立町・永木町一丁目・永木町二丁目・樽味一丁目・日の出町・北立花町・河原町・柳井町一丁目・中村一丁目・祇園町・立花一丁目・立花四丁目・泉町・室町一丁目・拓川町・小栗一丁目・朝生田町四丁目・朝生田町七丁目・和泉北一丁目・和泉北三丁目・和泉北四丁目・保免上二丁目)

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医用画像ファイリングシステムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
医用画像ファイリングシステム1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年3月5日
- (5) 納入場所
子ども療育センター
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成18年11月29日(水)午前10時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年11月29日(水)午前10時30分

愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Medical Image Management System , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:30 a.m. , 29 November 2006

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成18年10月13日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	受験番号	受験番号
1	2	24

○公告

平成19年度及び平成20年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成18年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事

(27) 消防施設工事

(28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

(1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

(1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。)

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成18年11月6日(月)から12月15日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

(<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukak/00005739041124/index.htm>)からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成19年度及び平成20年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成21年度及び平成22年度の資格審査

平成21年度及び平成22年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成20年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県西条地方局四国中央土木事務所事業管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線418)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県松山地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線283)	西予市
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の指名

⑩

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 市町委員会は、法第29条第2項の規定により、選挙人名簿の修正に関し、選挙人から調査の請求があったときは、請求者の住所、氏名及び請求の内容並びに市町委員会がとった措置の概要等を記録しておくものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第30条の13第2項において準用する法第29条第2項の規定により、在外選挙人名簿の修正に関し、選挙人から調査の請求があった場合に準用する。</p>	<p>第5条 市町委員会は、法第29条第3項の規定により、選挙人名簿の修正に関し、選挙人から調査の請求があったときは、請求者の住所、氏名及び請求の内容並びに市町委員会がとった措置の概要等を記録しておくものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第30条の12第2項において準用する法第29条第3項の規定により、在外選挙人名簿の修正に関し、選挙人から調査の請求があった場合に準用する。</p>

警察本部告示

○愛媛県警察本部告示第2号

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成18年1月愛媛県警察本部告示第1号）は、平成18年10月30日限り、廃止する。

平成18年10月31日

愛媛県警察本部長 種 谷 良 二

口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
警察官（高校卒程度）任命権者選考試験	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察官（大学卒）任命権者選考試験	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（初級）任命権者選考試験	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（上級）任命権者選考試験	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
少年補導職員任命権者選考試験	得点及び順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察官（選考職）採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察職員（選考職）採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
警察臨時職員採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課及び受験警察署
駐車監視員資格者講習修了考査・認定考査	得点	合格発表の日から1月間	交通部交通指導課
運転免許試験（学科試験）	不合格者に係る得点	合格発表の日	交通部運転免許試験課